

処 分 基 準 整 理 票

処分名	火葬炉等の使用許可の取消	
根拠法令名	大津市斎場条例（平成7年条例第7号）	（条項）第3条第3項
基準法令名	大津市斎場条例（平成7年条例第7号） 大津市斎場の管理運営に関する規則（平成7年規則第55号）	（条項）第3条第2項 （条項）第4条
所管部署	指定管理者：おおつ斎苑管理グループ （所管：市民部 戸籍住民課 施設管理係）	
【処分基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の名称 【 】 ・ 掲載図書等 【 】 ・ 内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 	
[斎場の使用許可取消基準]		
<p>斎場の使用許可取消は、使用者が大津市斎場条例第3条に規定する使用取消の事由に該当した場合を基準とする。なお、同条例第3条第2項第3号に規定する「その他斎場の運営の管理上支障があると認められるとき。」とは、大津市斎場の管理運営に関する規則第4条第1項及び第2項に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるときとする。</p>		

参 考

【根拠法令】

大津市斎場条例

(火葬炉等の使用の許可)

第3条

3 指定管理者は、火葬炉等の使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

【基準法令】

大津市斎場条例

(火葬炉等の使用の許可)

第3条

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、火葬炉等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 火葬炉等の施設、設備又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他斎場の管理上支障があると認められるとき。

大津市斎場の管理運営に関する規則

(遵守事項)

第4条 斎場の入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 斎場の施設又は設備等を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 他の入場者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (4) 斎場及びその敷地内において喫煙しないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

2 条例第3条第1項の規定による葬祭場の使用の許可を受けた者は、前項に掲げる事項のほか、所定の場所以外でしきみ、生花等を飾り付けないようにしなければならない。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。